

議案第 4 号

飯能市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「若しくは特例給付」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 2 号から第 4 号までの改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）附則第 2 条第 1 項の給付を受けていた者に対するこの条例による改正後の飯能市個人番号の利用に関する条例別表第 2 の 1 の項の規定の適用については、同項中「児童手当の」とあるのは「児童手当若しくは子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付の」とする。

令和 7 年 2 月 14 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正後	改正前												
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 省略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)～(6) 省略 別表第2 (第3条関係)	(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 省略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)～(6) 省略 別表第2 (第3条関係)												
<table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td>1 市長</td><td>生活保護準用事務であって規則で定めるもの</td><td>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険等給付</td></tr></table>	執行機関	事務	特定個人情報	1 市長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険等給付	<table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td>1 市長</td><td>生活保護準用事務であって規則で定めるもの</td><td>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険等給付</td></tr></table>	執行機関	事務	特定個人情報	1 市長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険等給付
執行機関	事務	特定個人情報											
1 市長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険等給付											
執行機関	事務	特定個人情報											
1 市長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険等給付											

関係情報」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは

関係情報」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは

特別障害者手当
若しくは国民年
金法等の一部を
改正する法律（昭
和 6 0 年法律第
3 4 号）附則第
9 7 条第 1 項の
福祉手当の支給
に関する情報、地
方税法（昭和 2 5
年法律第 2 2 6
号）その他の地方
税に関する法律
に基づく条例の
規定により算定
した税額若しく
はその算定の基
礎となる事項に
関する情報（以下
「地方税関係情
報」という。）、
母子保健法（昭和
4 0 年法律第
1 4 1 号）による
養育医療の給付
若しくは養育医
療に要する費用
の支給に関する
情報、児童手当法
（昭和 4 6 年法
律第 7 3 号）によ
る児童手当の支
給に関する情報、

特別障害者手当
若しくは国民年
金法等の一部を
改正する法律（昭
和 6 0 年法律第
3 4 号）附則第
9 7 条第 1 項の
福祉手当の支給
に関する情報、地
方税法（昭和 2 5
年法律第 2 2 6
号）その他の地方
税に関する法律
に基づく条例の
規定により算定
した税額若しく
はその算定の基
礎となる事項に
関する情報（以下
「地方税関係情
報」という。）、
母子保健法（昭和
4 0 年法律第
1 4 1 号）による
養育医療の給付
若しくは養育医
療に要する費用
の支給に関する
情報、児童手当法
（昭和 4 6 年法
律第 7 3 号）によ
る児童手当若し
くは特例給付の

		介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの			支給に関する情報、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 ～ 5 省略			2 ～ 5 省略		

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年十二月六日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百六十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

(乳児等通園支援事業の認可に関する準備行為)

第七條 第四條の規定(附則第一條第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の児童福祉法次項において「新児童福祉法」という。第三十四條の十五第二項の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 市町村長は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、第四号施行日前においても、新児童福祉法第三十四條の十五第二項から第六項まで並びに第三十四條の十六第一項及び第二項の規定の例により、当該認可をすることができ、この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、新児童福祉法第三十四條の十五第二項の認可とみなす。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 第五條の規定による改正後の地方税法第七百三條の四及び第七百三條の五の規定は、令和八年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 第七條の規定(附則第一條第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の国家公務員共済組合法(以下この条において「新国共済法」という。)第六十八條の三の規定は、第四号施行日以後に新国共済法第六十八條の二第一項に規定する育児休業等を開始する者について適用する。

2 新国共済法第六十八條の五の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する育児時短勤務を開始する者について適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 第九條の規定による改正後の国民年金法第八十八條の三の規定は、令和八年十月以後の各月の同法第八十七條第一項に規定する保険料について適用する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 第十條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條第二項及び第五條の二第二項の規定は、令和六年十一月以降の月分の児童扶養手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 第十一條の規定(附則第一條第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条において「新地共済法」という。)第七十條の三の規定は、第四号施行日以後に新地共済法第七十條の二第一項に規定する育児休業等を開始する者について適用する。

2 新地共済法第七十條の五の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する育児時短勤務を開始する者について適用する。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 第十二條の規定による改正後の児童手当法(以下この条において「新児童手当法」という。)の規定は、令和六年十月以降の月分の児童手当の支給について適用し、同年九月以前の月分の児童手当及び第十二條の規定による改正前の児童手当法(以下この条において「旧児童手当法」という。)附則第二條第一項の給付の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にされている旧児童手当法附則第二條第四項において準用する児童手当法第七條第一項(旧児童手当法附則第二條第四項において準用する児童手当法第七條第一項)により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において「旧児童手当法第七條第一項」という。又は第三項(旧児童手当法附則第二條第四項において準用する児童手当法第七條第二項)において準用する場合を含む。の認定の請求は、児童手当法第七條第一項(同法第十七條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は第三項(同法第十七條第二項において準用する場合を含む。)の認定の請求とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧児童手当法第七條第一項の認定を受けている者は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)において、児童手当法第七條第一項の認定を受け

4 この法律の施行の際現に児童手当法第七條第一項の認定を受けている者及び前項の規定により同条第一項の認定を受けたものとみなされる者であつて、施行日にその者について新児童手当法第六條の規定により算定した額(以下この項において「改正後算定額」という。)が施行日の前日に児童手当法第七條第一項又は旧児童手当法第七條第一項の規定により認定を受けていた額を上回るものについては、児童手当法第九條第一項の規定にかかわらず、施行日において、改正後算定額により令和六年十月以降の月分の児童手当の額の改定が行われたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に児童手当法第七條第二項の認定を受けている者であつて施行日にその者について新児童手当法第六條の規定により算定した額が施行日の前日に当該認定を受けていた額を上回るものとなる者が、当該上回る額に於いて施行日から令和七年三月三十一日までの間に児童手当法第九條第一項の額の改定の請求をした場合における同項の規定の適用については、同項中、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月」とあるのは、「令和六年十月」とする。

6 施行日から令和七年三月三十一日までの間に児童手当法第七條第一項又は第二項の認定の請求をした者(施行日において新児童手当法第四條第一項各号のいずれかに該当する者に限る。)についての児童手当法第八條第二項の規定の適用については、同項中「受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月」とあるのは、「令和六年十月」とする。

(雇用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 第十三條の規定による改正後の雇用保険法(次項において「新雇用保険法」という。)第六十一條の十の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する出生後休業を開始する者について適用する。

2 新雇用保険法第六十一條の十二の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する育児時短就業を開始する者について適用する。

(第十六條の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 第十六條の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和六年度の予算から適用し、令和五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(労働保険特別会計の雇用勘定に関する経過措置)

第十六條 第十七條の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく労働保険特別会計の雇用勘定(以下この条において「旧雇用勘定」という。)の令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧雇用勘定の令和七年度の歳入に繰り入れるべき金額(育児休業給付に係る歳入額に限る。)があるときは、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧雇用勘定の令和六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四條の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、育児休業給付に係るものは、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧雇用勘定の令和六年度の出納の完結の際、旧雇用勘定に所属する育児休業給付資金は、第十七條の規定による改正後の特別会計に関する法律第二百三十三條の十一第三項の規定により、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に所属する育児休業給付資金として組み入れられたものとみなす。

4 第十七條の規定の施行の際、旧雇用勘定に帰属する権利義務であつて、育児休業給付に係るものは、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に帰属する収入及び支出は、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定の歳入及び歳出とする。

(年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の廃止に伴う経過措置)

第十七條 第十七條の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく年金特別会計の子ども・子育て支援勘定(以下この条及び次条において「旧子ども・子育て支援勘定」という。)の令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧子ども・子育て支援勘定の令和七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れるものとする。

第十八条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百二十三条の二 子育てのための施設等利用給付」の下に、「乳児等のための支援給付」を加える。

第二百二十三条の五 第一項第二号中「ワ」を「ハ」とし、二から「マ」までを「ホ」から「ワ」までとし、ハの次に次のように加える。

二 乳児等のための支援給付交付金（子ども・子育て支援法第六十八條第四項の規定による交付金をいう。以下同じ。）及びこれに関する諸費

第二百二十三条の七 第一項中「第六十八條第三項の規定により国庫が負担するもの」の下に、「同法第六十五條の規定により市町村が支弁する同条第五号の二に掲げる費用で同法第六十八條第四項の規定により国庫が負担するもの、乳児等のための支援給付交付金に関する諸費で国庫が負担するもの」を加え、第二百二十三条の五 第一項第二号「ハ」を「第百二十三條の五 第一項第二号」に改める。

第二百二十三条の十六 第一項中「子育てのための施設等利用給付交付金の額」の下に、「乳児等のための支援給付交付金の額」を加え、及び第二百二十三条の五 第一項第二号「ハ」を「乳児等のための支援給付交付金に関する諸費に係る国庫負担金の額及び第二百二十三条の五 第一項第二号」に改める。

附則第三十八條中「同項第二号」を「同項第二号」に改める。

附則第三十八條の二 及び第三十八條の三 中「同号」を「同号」に改める。

第十九条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百一十條第二項第一号中「ト」を「チ」とし、二から「ハ」までを「ホ」から「ト」までとし、ハの次に次のように加える。

二 子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援特定からの繰入金

第二百二十條第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 毎会計年度子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援特定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において国民年金法第八十八條の三 第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた国民年金事業の保険料に相当する額の同条第三項の規定による補填に要する費用に相当する金額に超過し、又は不足する場合

第二百二十三條の五 第一項第二号中「力」を「ヨ」とし、トから「ワ」までを「チ」から「力」までとし、ヘの次に次のように加える。

ト 年金特別会計の国民年金勘定への繰入金

第二百二十三條の七 第一項中「第二百二十三條の五 第一項第二号」を「第二百二十三條の五 第一項第二号」に改める。

第二百二十三條の九 中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国民年金法第八十八條の三 第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた国民年金事業の保険料に相当する額の同条第三項の規定による補填に要する費用に必要な額に相当する金額は、子ども・子育て支援特定から年金特別会計の国民年金勘定に繰り入れるものとする。

第二百二十三條の十二 第五項中「第二百二十三條の九 第二項」を「第二百二十三條の九 第三項」に改める。

第二百二十三條の十六 第一項中「第二百二十三條の五 第一項第二号」を「第二百二十三條の五 第一項第二号」に改める。

附則第三十八條中「第二百二十三條の九 第一項」を「第二百二十三條の九 第二項」に、「第二百二十條第二項第七号」を「第二百二十條第二項第八号」に、「同項第二号」を「同項第二号」に改める。

附則第三十八條の二 及び第三十八條の三 中「第二百二十三條の九 第一項」を「第二百二十三條の九 第二項」に、「第二百二十條第二項第七号」を「第二百二十條第二項第八号」に、「同号」を「同号」に改める。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正）

第二十条 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条 第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第七号中「その他の子ども・若者であつて、を」を「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行つて」と認められる子ども・若者その他の「に」に「もの」を「子ども・若者に」に改める。

第十五条 第一項中「その他の子ども・若者であつて」を「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行つて」と認められる子ども・若者その他の「に」に「もの」を「子ども・若者に」に改める。

第二十条 一条に次の一項を加える。

三 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五條の二 第一項に規定する要保護児童又は同法第六條の三 第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五條の二 第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

第二十一条 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「新法第八條」を「子ども・子育て支援法第八條」に、「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十一日」に、「新法第七條第十項第四号ハ」を「子ども・子育て支援法第七條第十項第四号ハ」に、「同号」を「であつて同号の基準を満たしていないもの」のうち、当該施設がなければ当該施設が所在する特定教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十二條第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める同条第二項第一号に定める区域をいう。）における保育の提供体制を確保することができないと認められるものとして都道府県知事が指定する子ども・子育て支援法第七條第十項第四号「に」新法（二）を「同法（一）に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四條中児童福祉法第二十五條の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四條第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六條の規定この法律の公布の日

二 附則第四十三條の規定 この法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の公布の日いずれか遅い日

三 第十條及び附則第十一條の規定 令和六年十一月一日

四 第一条中子ども・子育て支援法の日次の改正規定（第二節 子どものための現金給付（第九

条・第十條）を

第二節 子どものための現金給付（第九條・第十條）

第三節 妊婦のための支援給付（第十條の七）

第四節 妊婦給付認定等（第十條の八）

第五節 妊婦支援給付金の支給（第十條の九）

第六節 妊婦のための現金給付（第十條の十）

第七節 妊婦のための現金給付（第十條の十一）

第八節 妊婦のための現金給付（第十條の十二）

第九節 妊婦のための現金給付（第十條の十三）

第十節 妊婦のための現金給付（第十條の十四）

第十一節 妊婦のための現金給付（第十條の十五）

2 被用者等でない者(被用者又は公務員(施設等受給資格者である公務員を除く。)でない者)をいう。以下同じ。に対する三歳未満児童手当の支給に要する費用は、その十五分の十三に相当する額につき次条第二項の規定による国からの交付金を、十五分の二に相当する額につき第十九条の二第二項の規定による都道府県からの交付金をもつて充てるものとし、当該費用の十五分の二に相当する額を市町村が負担する。

3 被用者及び被用者等でない者に対する三歳以上児童手当(児童手当のうち、三歳未満児童手当を除いたものをいう。以下この章において同じ。)の支給に要する費用は、その九分の七に相当する額につき次条第二項の規定による国からの交付金を、九分の一に相当する額につき第十九条の二第二項の規定による都道府県からの交付金をもつて充てるものとし、当該費用の九分の一に相当する額につき市町村が負担する。

第十八条第四項各号中「中学校修了前の施設入所等児童」を「施設入所等児童」に改め、同条第六項中「五月」を「七月」に、「の六月」を「の八月」に改める。

第十九条を次のように改める。

(国から市町村に対する交付)
第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者の三歳未満児童手当に係る部分に充たせるため、当該費用の全額に相当する額を交付する。この場合において、政府が交付する交付金のうち、その五分の三に相当する額は同法第七十條の三第三項に規定する子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)を原資とする。

2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者等でない者の三歳未満児童手当に係る部分に充たせるため、その十五分の十三に相当する額を交付する。この場合において、政府が交付する交付金のうち、当該費用の十五分の四に相当する額は国庫が負担し、当該費用の五分の三に相当する額は子ども・子育て支援納付金を原資とする。

3 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者及び被用者等でない者の三歳以上児童手当に係る部分に充たせるため、その九分の七に相当する額を交付する。この場合において、政府が交付する交付金のうち、当該費用の九分の一に相当する額は国庫が負担し、当該費用の二分の一に相当する額は子ども・子育て支援納付金を原資とする。

第三章中第十九条の次に次の一条を加える。

(都道府県から市町村に対する交付)
第十九条の二 都道府県は、市町村に対し、市町村長が第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者等でない者の三歳未満児童手当に係る部分の十五分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充たせるため当該額を交付する。

2 都道府県は、市町村に対し、市町村長が第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者及び被用者等でない者の三歳以上児童手当に係る部分の九分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充たせるため当該額を交付する。及び「次項において「中学校修了前の児童」という。」を削り、同条第二項中「中学校修了前の児童」を「児童」に改める。

第二十二條の二第一項中「においては、内閣府令で定めるところにより」の下に、「当該施設等受給資格者から児童自立生活援助を受け」を加え、「中学校修了前の施設入所等児童」を「施設入所等児童」に改める。

附則第二条を次のように改める。

(令和六年度から令和十年度までにおける第十九条の規定の適用に関する特例)
第二条 令和六年度における第十九条の規定の適用については、同条第一項中「第七十一條の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」とあるのは「第七十一條の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債(以下この条において「子ども・子育て支援特例公債」という。))の発行収入金」と、同条第二項中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」と、同条第三項中「三分の一」とあるのは「二億三千五百萬分の八千二百七十八萬六千三百九」と、「三分の一」とあるのは「二億三千五百萬分の二千二百二十一萬三千六百九十一」と「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

下この条において「子ども・子育て支援特例公債」という。)の発行収入金」と、同条第二項中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」と、同条第三項中「三分の一」とあるのは「二億三千五百萬分の八千二百七十八萬六千三百九」と、「三分の一」とあるのは「二億三千五百萬分の二千二百二十一萬三千六百九十一」と「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

2 令和七年度における第十九条の規定の適用については、同条第一項中「第七十一條の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))とあるのは「第七十一條の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債(以下この条において「子ども・子育て支援特例公債」という。))の発行収入金」と、同条第二項中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」と、同条第三項中「三分の一」とあるのは「二億三千五百萬分の八千二百七十八萬六千三百九」と「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」と、その残余の額は子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

3 令和八年度から令和十年度までにおける第十九条の規定の適用については、同条第一項中「(以下この条において「子ども・子育て支援特例公債」という。))の発行収入金」と、同条第二項中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」と、同条第三項中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」と、同条第三項中「三分の一」とあるのは「二億三千五百萬分の八千二百七十八萬六千三百九」と「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」と、その残余の額は子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

附則第三条を削る。

(雇用保険法の一部改正)
第十三条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 育児休業給付(第六十一條の六、第六十一條の九)」を「第一章の二 育児休業給付(第六十一條の六、第六十一條の九)」と、同条第二項中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」と、同条第三項中「三分の一」とあるのは「二億三千五百萬分の八千二百七十八萬六千三百九」と「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」と、その残余の額は子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

第一章中「及及び労働者が」を「並びに労働者が」に改め、「休業」の下に「及び所定労働時間を短縮することによる休業」を加える。

第三條中「育児休業給付」を「育児休業等給付」に改める。

第三十七條の六第一項中「及及び第六十一條の八第一項」を「第六十一條の八第一項、第六十一條の十第一項及び第六十一條の十二第二項」に改める。

第六十條第二項及び第六十一條の二第二項中「若しくは出生時育児休業給付金」を「出生時育児休業給付金若しくは出生後休業支援給付金」に改める。

第六十條の四第四項中「同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」とを削り、「第二号口」を「第三号口」に改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二 育児休業等給付

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二 育児休業等給付

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

二 同一の子について当該組合員が五回以上の育児休業等（当該育児休業等を五回以上取得することについてやむを得ない理由がある場合として総務省令で定める場合に該当するものを除く。）をした場合における五回目以後の育児休業等

三 同一の子について当該組合員がした育児休業等ごとに、当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了した日までの日数を合算して得た日数が二十八日に達した日以後の育児休業等

4 第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により支給すべきこととされる標準報酬の額の百分の十三に相当する金額が、給付上限相当額（雇用保険法第十七条第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の十三に相当する額を二十二で除して得た額をいう。）を超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「標準報酬の額の百分の十三」とあるのは、「第四項に規定する給付上限相当額」とする。

5 第一項の「対象期間」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をしなかつたとき、その子の出生の日から起算して五十六日を経過する日の翌日までの期間

二 組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をしたとき、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める期間

イ 出産の予定日に当該子が出生した場合、当該出生の日から起算して百十二日を経過する日の翌日までの期間

ロ 出産の予定日前に当該子が出生した場合、当該出生の日から当該出産の予定日から起算して百十二日を経過する日の翌日までの期間

ハ 出産の予定日後に当該子が出生した場合、当該出産の予定日から当該出生の日から起算して百十二日を経過する日の翌日までの期間

6 育児休業支援手当金は、同一の育児休業等について雇用保険法による出生後休業支援給付金の支給を受けることができるときは、支給しない。

第七十一条第二項中「育児休業手当金」の下に、「育児休業支援手当金」を加える。

第七十三条第一項中「介護納付金並びに」を「介護納付金」に、「の納付」を「並びに子ども・子育て支援納付金の納付」に、「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に、「第四項第一号」を「第四項第一号及び第一号の二」に、「及び次条第一項」を「並びに次条第一項」に、「第百十四条第五項」を「第百十四条第六項」に改め、同項第一号中「次号」を「次号及び第二号の二」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次条第二号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

第百十三条第一項第三号中「第九十九条第一項第三号」を「第九十九条第一項第四号」に改め、同条第二項第一号中「次号」を「次号及び第二号の二」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

第百十三条第四項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の額

第百十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一号を加える。

4 子ども・子育て支援納付金に係る前項の割合については、各年度において全ての組合員が納付すべき子ども・子育て支援納付金の総額を当該年度における全ての組合員の総報酬額（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額をいう。）の総額の見込額で除した率を基礎として政令で定める率を超えない範囲で定めるものとする。

第百四十二条第二項の表第七十条の三第一項の項中「第七十条の三第一項」を「第七十条の四第一項」に改める。

第百四十四条の二第二項中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

附則第十四条の三第一項第一号中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同項第三号中「及び介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金」に改め、同条第五項中「及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」を「から第二号の二まで及び第二項第一号から第二号の二まで」に改める。

附則第十七条の二中「第七十条の三第一項」を「第七十条の四第一項」に改める。

附則第十八条第五項中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第六項中「第七十条の三」を「第七十条の五」に、「介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金」に改める。

附則第三十一条の二第三項中「第百十四条第五項」を「第百十四条第六項」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第十二条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第三条第二項第四号中「十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「児童福祉法」を「児童福祉法第二十三条第一項の規定により同法第三十八条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所し、同法」に「除く」を「除き、当該母子生活支援施設に入所しているものにあつては児童のみで構成する世帯に属しているものに限る」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の六第一項の規定により同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（以下「児童自立生活援助事業」という。）を行う者から同項に規定する児童自立生活援助（二月以内で内閣府令で定める期間以内のもの）を除く。以下「児童自立生活援助」という。）を受けている児童

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「支給要件」を付し、同条第一項第一号中「次のイ又はロに掲げる」を「施設入所等児童以外の」に改め、同号イ及びロを削り、同項第四号中「十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」を「施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者」に改め、「以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。」を削り、「中学校修了前の施設入所等児童」を「施設入所等児童」に改め「している」の下に「母子生活支援施設」を加える。

(抜粋)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年六月十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十七号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

日次中「第二節 子どものための現金給付(第九条・第十条)」を

「第二節 子どものための現金給付(第十条)」を
「第三節 妊婦のための支援(第一節 妊婦給付認定等)」を
「第二節 妊婦支援給付金」

金給付(第九条・第十条)給付

「第十条の七」

「第十条の八」「第十条の十一」の支給(第十条の十二・第十三)

「第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等」

「第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者」

「第六節 乳児等のための支援給付」

「第三節 乳児等支援給付認定等(第三十条の十四・第三十条の十九)」を
「第三節 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給(第三十条の二十・第三十条の二十一)」を
「第三節 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」

「第三節 業務管理体制の整備等(第五十五条―第五十七条)」
「第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表(第五十八条)」

の二十一」
定子ども・子育て支援施設等

「第三節 特定乳児等通園支援事業者(第五十四条の二・第五十四条の三)」
「第四節 業務管理体制の整備等(第五十五条―第五十七条)」
「第五節 教育・保育等に関する情報の報告及び公表(第五十八条)」

「第四章の二 仕事・子育て両立支援事業(第五十

「第四章の二 働き方等の多様化に対応した子育て

「第六章 費用等」

「第一節 費用等」

「第二節 子通」

「九条の二」
「九条の三」に、「第六章 費用等(第六十五条―第七十一条)」を

「第六節 子通」
「第七節 子通」
「第八節 子通」
「第九節 子通」
「第十節 子通」
「第十一節 子通」
「第十二節 子通」
「第十三節 子通」
「第十四節 子通」
「第十五節 子通」
「第十六節 子通」
「第十七節 子通」
「第十八節 子通」
「第十九節 子通」
「第二十節 子通」
「第二十一節 子通」
「第二十二節 子通」
「第二十三節 子通」
「第二十四節 子通」
「第二十五節 子通」
「第二十六節 子通」
「第二十七節 子通」
「第二十八節 子通」
「第二十九節 子通」
「第三十節 子通」
「第三十一節 子通」
「第三十二節 子通」
「第三十三節 子通」
「第三十四節 子通」
「第三十五節 子通」
「第三十六節 子通」
「第三十七節 子通」
「第三十八節 子通」
「第三十九節 子通」
「第四十節 子通」
「第四十一節 子通」
「第四十二節 子通」
「第四十三節 子通」
「第四十四節 子通」
「第四十五節 子通」
「第四十六節 子通」
「第四十七節 子通」
「第四十八節 子通」
「第四十九節 子通」
「第五十節 子通」
「第五十一節 子通」
「第五十二節 子通」
「第五十三節 子通」
「第五十四節 子通」
「第五十五節 子通」
「第五十六節 子通」
「第五十七節 子通」
「第五十八節 子通」
「第五十九節 子通」
「第六十節 子通」
「第六十一節 子通」
「第六十二節 子通」
「第六十三節 子通」
「第六十四節 子通」
「第六十五節 子通」
「第六十六節 子通」
「第六十七節 子通」
「第六十八節 子通」
「第六十九節 子通」
「第七十節 子通」
「第七十一節 子通」
「第七十二節 子通」
「第七十三節 子通」
「第七十四節 子通」
「第七十五節 子通」
「第七十六節 子通」
「第七十七節 子通」
「第七十八節 子通」
「第七十九節 子通」
「第八十節 子通」
「第八十一節 子通」
「第八十二節 子通」
「第八十三節 子通」
「第八十四節 子通」
「第八十五節 子通」
「第八十六節 子通」
「第八十七節 子通」
「第八十八節 子通」
「第八十九節 子通」
「第九十節 子通」
「第九十一節 子通」
「第九十二節 子通」
「第九十三節 子通」
「第九十四節 子通」
「第九十五節 子通」
「第九十六節 子通」
「第九十七節 子通」
「第九十八節 子通」
「第九十九節 子通」
「第一百節 子通」

ベースをいう。第十一条第一項第五号において同じ。を構成するデータ（情報通信技術活用法第四条第二項第五号に規定するデータをいう。第十一条第一項第五号において同じ。）の加工、記録、保存及び提供を行う」に改める。

第十八条第一項第四号中「次号」を「第七号」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 国の行政機関等（情報通信技術活用法第三条第三号に掲げる国の行政機関等をいう。）の委託を受けて、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うこと。

六 情報通信技術活用法第二十条第二項の規定による協力を行うこと。

第十三条及び第十四条中「第六号」を「第八号」に改める。

第二十条第一項中「第六号」を「第八号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第七号」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（主務大臣等）

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、財務大臣

二 第十一号第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、財務大臣及び内閣総理大臣

三 第十一号に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、財務大臣

印刷局に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第五条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項及び第三十四条中「第五十一条第一項第九号」を「第五十一条第一項第十号」に改める。

第五十一条第一項中第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十条第二項の規定による協力を行うこと。

第五十一条第一項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三十二条第二号に掲げる行政機関等をいう。）及び特定公共分野（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第三十九条第二項第十三号に規定する特定公共分野をいう。）の民間事業者の情報処理システムの整備及び管理に関し、データの標準化（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第二項第五号イに規定するデータの標準化をいう。）に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力を行うこと。

第五十七条を次のように改める。

（主務大臣等）

第五十七条 機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣

二 第五十一条第一項第五号、第八号、第九号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、経済産業大臣及び内閣総理大臣

三 第五十一条第一項及び第二項に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣

機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（デジタル社会形成基本法第二十二号の改正規定を除く。）並びに第三号中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定（「第六号」を「第六条の二」に改める部分に限る。次号において同じ。）及び同法第一章に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第六号、第七号及び第十二号の規定並びに附則第十三条中デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四号第二項第一号の改正規定、公布の日

二 第三条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二章第七号の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六号にただし書及び各号を加える改正規定（同条ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第八号から第十一号までの規定、附則第十三条中デジタル庁設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五号の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二章第七号の改正規定並びに同法第十六号にただし書及び各号を加える改正規定並びに次条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に発行されている個人番号カードの記載事項及び個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十二号に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）が当該個人番号カードの提示を受けた場合における本人確認の措置については、なお従前の例による。

（独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 独立行政法人国立印刷局のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する事業年度の独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第三十五条の十一項に規定する事業計画に係る同項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行の日の属する事業年度」と、当該事業年度の開始前」とあるのは「遅滞なく」とする。

（独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う準備行為）

第四条 財務大臣及び内閣総理大臣は、施行日前においても、独立行政法人通則法第六十七条（第三号に係る部分に限る。）の規定の例により、第四条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局法第二十一条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第三十五条の九第一項の規定による年度目標の策定又は変更について、財務大臣との協議を行うことができる。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 独立行政法人情報処理推進機構の施行日の属する事業年度の独立行政法人通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その中期計画について情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行の日以後最初に前条第一項の変更の認可を受けた後遅滞なく、当該変更後の」とする。

に掲げる事項並びに本人の写真(当該場合にあつては、カード記載事項及び同号に掲げる事項)に、「第十八条」を「第十六条ただし書及び第十八条」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)」を「機構」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を第十四項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「カード代替電磁的記録」とは、前項第一号から第五号までに掲げる事項及び本人の写真(本人の写真が表されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るものにあつては、当該事項。第十八条の二第二項において「カード代替記録事項」という。)に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この項並びに同条第一項及び第二項において同じ。)並びに当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名であつて、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第十八条の二第二項及び第三項において同じ。)を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。以下この項において同じ。)を加える。

第一章に次の一条を加える。

(特定個人情報情報の正確性の確保のための内閣総理大臣の支援)

第六条の二 内閣総理大臣は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報情報を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第九条第三項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十条第二項中「第二条第十二項及び第十三項」を「第二条第十三項及び第十四項」に改める。

第十六条中「当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める」を「一次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該個人番号利用事務等において性別に係る情報を利用して個人番号利用事務等として主務省令で定めるものの処理に関し個人番号の提供を受ける場合において、第一号の措置をとるときは、併せて、個人番号カードに記録された性別に係る情報を電磁的方法により確認する措置をとらなければならない。

一 個人番号の提供をする者から個人番号カードの提示を受けること。

二 個人番号の提供をする者から第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けるとともに、当該カード代替電磁的記録について同条第七項の規定による確認を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、個人番号の提供をする者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置

第十六条の二第八項中「第十八条の二第一項」を「第十八条の五第一項」に改める。

第十七条第二項中「第十八条の二第三項」を「第十八条の五第三項」に改める。

第十八条の二の見出しを「個人番号カードの発行等に関する手数料」に改め、同条第一項中「事務」の下に「並びに第十八条の二第三項及び第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行に係る事務(第三項において「カード代替電磁的記録発行事務」という。)」を加え、同条第三項中「手数料」の下に「カード代替電磁的記録発行事務に関するものを除く。」を加え、第三章中同条を第十八条の五とする。

第十八条の次に次の二条を加える。

(カード代替電磁的記録の発行等)

第十八条の二 個人番号カードの交付を受けている者(個人番号カード用署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この条及び第三十八条の八第一項において「公的個人認証法」という。))の発行を受け、当該個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失っていない者に限り、第三項又は第十一項の規定により既に自己に係るカード代替電磁的記録の発行を受け、当該カード代替電磁的記録が効力を失っていない者を除く)は、自己に係るカード代替電磁的記録をその者が使用する移動端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)に記録して利用するため、その者の申請により、当該カード代替電磁的記録の発行を受けることができる。

2 前項の申請は、当該申請を行う者(以下この項から第四項までにおいて「申請者」という。)が、主務省令で定めるところにより、前項の移動端末設備を使用して、機構に対し、当該申請者の個人番号カードに記録されたカード代替記録事項に係る電磁的記録を送信して行うものとする。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号(公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者符号)をいう。次項において同じ。)を用いて電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による送信を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が公的個人認証法第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検査符号(公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者検査符号をいう。)に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、主務省令で定めるところにより、当該申請に係るカード代替電磁的記録を発行し、これを当該申請者に係る第一項の移動端末設備に送信するものとする。

4 前項の規定による送信を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該送信に係るカード代替電磁的記録を第一項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 カード代替電磁的記録の有効期間は、三月以内で主務省令で定める期間(当該期間内に個人番号カードの有効期間が満了する者に係るものにあつては、当該満了の日までの期間)とする。

6 カード代替電磁的記録利用者(カード代替電磁的記録の発行を受けた者をいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。)は、自己に係るカード代替電磁的記録を次項の規定による確認を受けることができるものとして提供するとき、次条第一項の規定を受けたプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。)を用いて当該カード代替電磁的記録の送信を行わなければならない。

7 前項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けた者は、当該カード代替電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認について、第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の規定を受けたプログラムを用いて行うものとする。

8 カード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録を記録した第一項の電磁的記録媒体が使用できなくなつたときその他当該カード代替電磁的記録を失効させるべき場合として主務省令で定めるところには、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

2 公的基礎情報データベース整備改善計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する基本的な方針

三 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の内容及び実施時期

四 国の公的基礎情報データベースを構成するデータに係るデータの品質の確保に関する事項

五 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たり、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に關して独立行政法人国立印刷局が果たすべき役割並びに当該データについてのデータの標準化に係る基準に關して独立行政法人情報処理推進機構が果たすべき役割に関する事項

六 その他国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する事項

3 内閣総理大臣は、公的基礎情報データベース整備改善計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、公的基礎情報データベース整備改善計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、公的基礎情報データベース整備改善計画の変更について準用する。

(国の公的基礎情報データベースの整備及び改善等)

第二十條 国の行政機関等は、公的基礎情報データベース整備改善計画に従って国の公的基礎情報データベースの整備及び改善を行わなければならない。

2 国の行政機関等は、前項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項にあっては独立行政法人国立印刷局に対し、当該データについてのデータの標準化に係る基準に關する事項にあっては独立行政法人情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

3 国の行政機関等は、第一項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、これと併せて、当該国の公的基礎情報データベースを利用して行われる手続等及びこれに關連する行政機関等の事務についての簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が第一項及び前項の規定に基づき講ずる措置に準じて、その保有する公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 第四節 第十三條を第十六條とし、第十二條を第十五條とし、同節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 特定法人事項変更届出に関する特例

(定義)

第十二條 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定法人事項 法人の名称その他の当該法人に係る登記事項であつて主務省令・法務省令で定めるものをいう。

二 特定法人事項変更登記情報 特定法人事項についての変更の登記があつた場合における当該変更の登記に係る情報であつて主務省令・法務省令で定めるものをいう。

三 特定法人事項変更届出 他の法令の規定による届出のうち、当該他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されているものであつて、主務省令・法務省令で定めるものをいう。

(特定法人事項変更登記情報の求め及び提供)

第十三條 特定法人事項変更届出に關して特定法人事項変更登記情報を受けようとする行政機関等は、日曜日その他の主務省令・法務省令で定める日(次項及び次条第二項において「休日」という。)を除き、毎日、法務大臣に対し、特定法人事項変更届出対象法人(当該特定法人事項変更届出に關する他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されている法人をいう。以下この節において同じ。)の法人番号その他主務省令・法務省令で定める事項を通知し、特定法人事項変更届出対象法人に係る特定法人事項変更登記情報の提供を求めるものとする。

2 前項の規定による求めを受けた法務大臣は、当該求めに係る特定法人事項変更届出対象法人について、当該求めを受けた日(以下この項において「請求日」という。)に特定法人事項変更登記情報の変更の登記があつたときは、当該請求日の翌日(当該日が休日である場合にあつては、当該日の直近の休日でない日)までに、当該求めをした行政機関等に対して、当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報を提供するものとする。

3 特定法人事項変更登記情報に関する第一項の規定による求め及び前項の規定による提供は、行政機関等の使用に係る電子計算機及び法務大臣の使用に係る電子計算機が電気通信回線を通じて接続された情報交換システム(デジタル社会形成基本法第二十二條に規定する情報交換システムをいう。)を利用して行うものとする。

(特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合の特例)

第十四條 行政機関等が前条の規定による特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合における当該特定法人事項変更届出に關する他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報に當該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時において、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更について、当該特定法人事項変更届出対象法人から当該行政機関等に対する特定法人事項変更届出が行われたものとみなす。ただし、当該記録がされた時までに当該変更についての特定法人事項変更届出が行われていた場合その他主務省令・法務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特定法人事項変更届出に關する他の法令の規定において、特定法人事項変更届出対象法人が特定法人事項の変更があつた日から起算して一定の期間が経過する日(以下この項において「届出期限」という。)までに当該特定法人事項変更届出を行わなければならないことが定められている場合において、届出期限日(届出期限日が休日である場合にあつては、当該届出期限日の直近の休日でない日)の前日までに特定法人事項変更届出の変更の登記があつたにもかかわらず、前条第三項の情報交換システムに係る障害その他の特定法人事項変更届出対象法人の責めに歸することができない事由により、届出期限日の翌日以降に当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたこととなつたときにおける当該他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更についての特定法人事項変更届出は、届出期限日までに行われたものとみなす。

3 行政機関等は、前二項の規定により特定法人事項変更届出が行われたものとみなされたときは、主務省令・法務省令で定めるところにより、直ちに、当該特定法人事項変更届出対象法人に対し、その旨を通知するものとする。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七號)の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第六條の二」に、「第十八條の二」を「第十八條の五」に改める。

第二條第七項中「次に掲げる事項」の下に「のうちに第五号に掲げるもの以外のもの」を加え、「第二号に」を「次に」に、を「を」を「のうちに第二号及び第五号に掲げるもの以外のもの」。

以下この項において「カード記載事項」というに、「これらの事項」を「カード記載事項及び同号

参考

(抜 粋)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年六月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

(デジタル社会形成基本法の一部改正)

第一条 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第二十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に、「第三十八条」・「第三十九条」を「第三十九条」・「第四十条」に改める。

第二条中「第三十条」の下に「及び第三十四条」を加える。

第二十一条中「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

第三十一条中「第三十八条第二項第十二号」を「第三十四条及び第三十九条第二項第十二号」に改める。

第三十三条中「第二十八条第二項第十四号」を「第三十九条第二項第十四号」に改める。

第三十九条を第四十条とする。

第三十八条第二項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一

号を加える。

十五 データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

第二十八条を第三十九条とする。

第五章中第三十七条を第三十八条とし、第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

(データの品質の確保)

第三十四条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報システムで用いられ、又は公的基礎情報データベースを構成するデータ(電磁的記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして記録された情報をいう。以下この条及び第三十九条第二項第十五号において同じ)を正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保するために必要な措置が講じられなければならない。

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正
を次のように改正する。

目次中「第四節 その他の施策(第十二条・第十三条)」を「第四節 特定法人事項変更届出に関する特例(第十二条―第十四条)」に、「第十四条・第十五条」を「第十七条・第十八条」に、「第十六条」を「第十九条」に改める。

情報通信技術の効果的な活用に関する施策(第十六条・第十七条)を「第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策(第二十一条・第二十二条)」に改める。

基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策(第十九条・第二十条)を「第五章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策(第二十一条・第二十二条)」に改める。

第一条中「施策及び」を「施策、国の公的基礎情報データベース(デジタル社会形成基本法第三十一条に規定する公的基礎情報データベースをいう。第四章において同じ)の整備及び改善の推進に関する施策並びに」に改める。

第二条第八号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第四条第二項第五号中「迅速に」を「迅速かつ的確に」に改め、「行うために」の下に「データ(電磁的記録として記録された情報をいう。以下同じ)に関して」を加え、同号イ中「電磁的記録において用いられる」を「データに含まれる」に、「統一し、又はその」を「統一することその他の措置により、データの仕様を共通化し、又はデータの」に改め、「いう」の下に「第十九条第二項第五号及び第二十号第二項において同じ」を加え、同号ロ中「機能又はデータ」を「データ又は機能」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ データの品質の確保(データを正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保すること)をいう。第十九条第二項第四号において同じ。

第五条第三項中「事務」の下に「について」を加える。

第二十条を第二十六条とし、第二十条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条とし、第十八条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表」を付する。

第五章を第六章とする。

第四章中第十七条を第二十二条とし、第十六条を第二十一条とし、同章を第五章とする。

第四章中第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策

(公的基礎情報データベース整備改善計画の作成等)

第十九条 政府は、国の行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するもの(次項及び次条において「国の公的基礎情報データベース」という。)の整備及びその利用を促進するための改善を総合かつ計画的に実施するため、公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する計画(以下この章において「公的基礎情報データベース整備改善計画」という。)を作成しなければならない。